令和6年度
豪雪による被害状況調査報告書

令和7年3月

公益社団法人青森県看護協会

青森県訪問看護総合支援センター

目 次

1．調査目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3．結果・・2
4．まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5．図表・・5
6．参考資料
1)「豪雪に関する被害状況調査」調査票
2)豪雪被害に関するヒアリング調査報告書
3)豪雪時の訪問看護事業所車両の駐車スペース確保に係る要望書

「豪雪による被害状況調査」報告書

1．調査目的

本調査は、令和6年12月28日からの大雪により、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となったことを受け、情報提供があった5事業所にヒアリング調査を行った。その結果、青森県内の訪問看護事業所（以下、事業所）の被害状況を把握することを目的として、青森県訪問看護総合支援センターが実施したものである。

2．調査方法

（1）調査対象：青森県内の訪問看護事業所（以下、事業所）150施設のうち青森県訪問看護総合支援センターのメーリングリストへの登録に協力が得られている119事業所（サテライト3か所を含む）である。

（2）調査期間：令和7年1月14日から令和7年1月20日

（3）調査方法：web調査（Microsoft Forms）および電話ならびにFaxによる調査

（4）調査内容：令和6年12月28日～令和7年1月7日の期間に発生した豪雪災害による被害状況について、web調査および電話ならびにFaxによる調査を行った。

＜web調査内容＞
①豪雪被害状況（被害の有無、訪問予定件数および豪雪によって訪問できなかった件数、緊急訪問要請への対応が困難だった件数、訪問看護の利用控えの有無）
②豪雪に対応した事業継続計画（以下BCP; Business Continuity Plan）策定状況
③豪雪によって気がついたこと

＜電話ならびにFaxによる調査＞
豪雪による被害状況に関する設問について、「豪雪による被害がなかった」と回答した事業所のうち、「豪雪により訪問できなかった件数」が1件以上ある事業所に対して、豪雪被害状況に関する電話での聞き取りならびにFaxによる回答を収集した。

（5）分析方法：「豪雪による被害があった」と回答した事業所および「豪雪による被害がなかった」と回答したが「豪雪により訪問ができなかった件数」が1件以上ある事業所を「何らかの被害があった群」とカテゴリー化して被害状況の単純集計を行った。

（6）倫理的配慮：調査対象には調査によって知り得た情報は当該地方自治体の災害対策本部と共有し、災害支援活動および今後の防災対策を検討するために使用する旨を文書によって説明した。

3．結果

（1）調査対象概要

調査票の配信数は 119 件、回答数は 55 件（回収率 46.2%）であった。回答数 55 件のうち重複回答および事業所の所在地が未記入であった 2 件を除いた有効回答数は 53 件（有効回答率 44.5%）であった。回答が得られた訪問看護事業所所在地は、8 市 9 町（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平内町、深浦町、藤崎町、大鰐町、野辺地町、七戸町、東北町、五戸町、南部町）であった【表 1】。

（2）豪雪による被害状況

①豪雪による被害状況

令和 6 年 12 月 28 日～令和 7 年 1 月 7 日の期間に「豪雪による被害があった」と回答したのは 9 事業所であった。一方で「豪雪による被害がなかった」と回答したものの、「豪雪により訪問できなかった件数」が 1 件以上あったと回答したのは 6 事業所であった。今回の調査では、豪雪による被害に関する定義を調査票に記載していなかったため、「豪雪による被害があった」と回答した 9 事業所と「豪雪による被害がなかった」と回答したが、「豪雪による訪問できなかった」件数を 1 件以上あったと回答した 6 事業所を合わせた 15 事業所を「何らかの被害があった群」とカテゴリー化した【表 1】。

②訪問看護実施状況

「何らかの被害があった群」15 事業所の訪問予定件数（緊急訪問を除く予定件数）合計は、1,581 件であった。そのうち、豪雪により訪問できなかった（訪問を予定していたが豪雪によって訪問を辞退またはキャンセルした）件数が 1 件以上あったのは 12 事業所であった。豪雪により訪問できなかった件数合計は 26 件、1 事業所あたり 1～6 件発生しており、発生率は 1.6%であった【表 2】。豪雪によって訪問先までの移動時間が平時の数倍を要したため、訪問予定件数を減らして訪問せざるを得ない状況があった。訪問看護師は、利用者の状態を電話でアセスメントした上で「訪問時刻や日にちを延期する」等の調整を行い対応していた。

③訪問看護の利用控え状況

「何らかの被害があった群」15 事業所のうち、「利用者から看護師の訪問を遠慮したいと連絡があった」と回答したのは 8 事業所、連絡をしてきた利用者数は 16 件、1 事業所あたり 1～5 件の利用控えの連絡を受けていた【表 3】。理由は、「隣家の小屋が倒壊して危険であるため」「雪片付けが間に合わないため」などがあった。訪問看護師は利用者の状態が平時と変わりがないか電話で確認をして、訪問を延期するとともに、自宅訪問を補完するために利用者に起こり得る健康状態の変化を利用者や家族への説明を行い、異常発生時には訪問看護へすぐに連絡するように伝えて、緊急時に備えたリスクマネジメントを行っていた。

（3）豪雪による被害内容

①豪雪による緊急訪問対応状況および利用者への影響

「何らかの被害があった群」15 事業所の緊急訪問要請件数合計は 55 件、「緊急訪問要請後すぐに訪問できなかった」が 1 件発生していた【表 4】。理由には、緊急訪問要請に応えるために訪問看護車両を出庫しようとしたところ、「公道の除排雪作業中だったためすぐに出発できなかった」があった。

一方、豪雪による利用者への影響について、選択式回答として「健康状態の悪化があった」「異常の早期発見が遅れた」「利用者・家族から苦情があった」「日常生活に支障が生じて在宅での生活が中断した」が該当するか否かを尋ねたところ、すべての項目において該当はなかった【表 5】。

②豪雪による被害内容

「豪雪による何らかの被害があった群」15 事業所の被害内容は、「衛生物品を医療機関や事業所に取りに行けない時があった」が 3 事業所、豪雪のため踏切内で立ち往生をする、タイヤが雪に入り込むなどして「訪問のための車両が故障あるいは走行困難があった」が 9 事業所、豪雪に伴い平時の数倍の移動時間を要するなど「移動時間が増えたのでガソリンの消費量が増した」が 15 事業所、「看護職員の超過勤務が発生した」が 8 事業所であった【表 6 - 1】。

記述回答では、平時の業務に加えて「スタッフが少ない中、訪問に行けるよう時間変更の調整や曜日の変更を利用者に依頼しなければならなかった。」「駐車場が確保出来ない利用者への訪問では、駐車場を貸してもらえるように近くのコンビニや会社にお願いをしたが、雪かきが追い付かないと断られることもあった。」などが発生していた【表 6 - 2】。

（4）豪雪に対応した BCP の作成状況

豪雪に対応した BCP の作成状況について、回答があった事業所 53 事業所のうち、豪雪に対応した BCP を「作成している」が 9 事業所、「作成していない」が 44 事業所であった。また、豪雪による何らかの被害があった事業所 15 事業所のうち、豪雪に対応した BCP を「作成している」のは 3 事業所のみであった【表 7 -1】。

豪雪に対応した BCP を「作成している」と回答した 9 事業所に役立ったどうかを尋ねたところ、「とても役立つ」が 2 件、「まあまあ役立つ」が 1 件、「どちらとも言えない」が 5 件、「あまり役立たない」が 1 件、「全く役立たない」が 0 件であった【表 7 -2】。

一方、豪雪に対応した BCP を「作成していない」と回答した 44 事業所の作成しない理由は、「豪雪地域なので仕方ないと思っているので」が 10 件、「豪雪は災害だと思わないので」が 4 件、「豪雪への備えができているので」が 4 件、「豪雪には慣れているので」が 3 件であった【表 7-3】。その他の理由は、「豪雪災害を想定した BCP 作成について検討中であったため」、「自然災害発生時における BCP に準じたため」、「ここまでの豪雪を想定していなかったため」、「予め支援関係者で対応を話し合っているため」と言った回答が青森市、黒石市、弘前市、五所川原市、つがる市、平内町、七戸町、深浦町にある事業所からあった。「自然災害としての BCP を作成しているので」「豪雪がない地域なので」と言った回答が八戸市、五戸町、南部町の事業所からあった【表 7 - 4】。

（5）豪雪によって気がついたこと

今回の豪雪によって、訪問看護車両を一時的に駐車する場所の確保が困難になっていた。そのため豪雪災害時の訪問看護車両の一時的な駐車場所として、「商業施設、コンビニ、銀行、病院、学校も駐車できると助かります。」と言った意見が多くあった【表7-5】。

4．まとめ

今回の豪雪災害によって、緊急訪問要請にすぐに対応できない、利用者やその家族から豪雪による看護師の訪問を控えるといった事案が発生していた。また、道路の除排雪がされていないために利用者宅への移動時間が平時の何倍もかかり、訪問看護を予定通り提供できないという事案も発生していた。

県内では訪問看護の提供において、訪問看護師が自ら車両を運転して利用者宅を訪問しなければならないため、訪問看護車両の駐車スペースの確保が必要である。平時は、訪問先に駐車場がない場合には警察署長の駐車許可を受けることによって駐車禁止場所に駐車することが可能となっている。今回は、豪雪のため狭隘な市街地の道路や生活道路の幅員が減少していたため、円滑な通行機能が妨げられ一時的な駐車場所の確保も困難な状況であった。一方、利用者宅では家族が訪問看護車両の駐車スペースを確保するために、都度大雪を片付ける必要があった。家族は、看病と仕事の傍ら雪を片付ける時間的余裕がなく体力的負担が増したことで、訪問看護の利用を控えるといった状況が発生していた。今回の調査では、豪雪により訪問できなかった件数が 26 件、キャンセル発生率 1.6%、緊急訪問の要請にすぐに対応できなかった事案が 1 件発生していた。しかし、利用者への健康状態の悪化、異常の早期発見の遅れ、利用者・家族からの苦情、在宅生活の中断といった影響はなかった。これは訪問看護師が、豪雪によって移動に時間を要するために予定の時刻に訪問できないあるいは利用控えがあった利用者に対して、自宅訪問を補完すべく電話で健康状態の確認や、異常発生時の対応などを伝え利用者の安心・安全を支援した結果ではないかと考える。

訪問看護の対象は、病気や障害を持ちながら家で療養する方々である。利用者は、苦痛症状を緩和するための注射・点滴等の薬物療法や、体内留置カテーテルを挿入しているための感染予防管理等、医療的な管理を必要とする方々でもある。看護師が利用者の生活の場を訪問するからこそ、生活状況を踏まえた健康状態のアセスメントが可能となり、健康状態の変化や異常の早期発見と対応を行うことが可能となる。そのため訪問看護の提供が途絶えることは、利用者の健康状態の変化や異常の早期発見を困難にし、病状の重症化や生命の危機につながる可能性がある。さらに、災害関連の二次被害の発生にも直結する可能性がある。以上のことから、災害時であっても訪問看護を継続して提供できるように、訪問看護車両の一時的な駐車場所の確保について、災害対策として県行政へ働きかけていく必要がある。

また、今回の調査において、豪雪によって「何らかの被害があった群」15 事業所が所在する地域は、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、藤崎町であった。そのうち、豪雪に対応した BCP を作成していたのは 3 事業所のみであった。作成していない理由として、「豪雪地域なので仕方ないと思っている」「豪雪は災害だと思わない」などがあった。豪雪地域であるがゆえに雪の多さに慣れて、例年のことだからとリスクを低く見積もっている可能性がある。訪問看護事業所においては BCP 作成が義務化されたが、各地域の地理や気候条件等の地域特性を踏まえた BCP を用意する必要がある。今後は、豪雪に対応した BCP 作成に関する成果と課題ならびに、豪雪災害を体験して得た気づきや工夫について共有する場を設けて、県内の自然災害に対する BCP 作成と推進を行っていく必要がある。

表１．所在地別回答数および何らかの被害があった事業所

所在地域別回答数		a.「豪雪による被害があった」と回答した事業数	b.「被害なし」と回答した事業所のうち「豪雪により訪問できなかった」件数が１件以上あった事業数	c.「何らかの被害があった群」事業所数（a+b＝c）	d.「豪雪により訪問看護ができなかった」件数が１件以上ある事業所数
青森市	17	4	3	7	6
弘前市	7	4	1	5	4
八戸市	10	0	0	0	0
黒石市	2	0	1	1	1
五所川原市	3	1	0	1	0
十和田市	1	0	0	0	0
むつ市	2	0	0	0	0
つがる市	1	0	0	0	0
平内町	1	0	0	0	0
深浦町	1	0	0	0	0
藤崎町	1	0	1	1	1
大鰐町	1	0	0	0	0
野辺地町	1	0	0	0	0
七戸町	1	0	0	0	0
東北町	1	0	0	0	0
五戸町	2	0	0	0	0
南部町	1	0	0	0	0
計	53	9	6	15	１２

表２「何らかの被害があった群」の事業所の訪問予定件数合計、訪問できなかった件数合計、訪問できなかった事案発生割合　　n＝15

訪問予定件数合計	訪問できなかった件数合計	訪問できなかった事案発生割合
1,581 件	２６件	1.6%

表３　豪雪による訪問看護の利用控え状況　　n＝15

「利用者から看護師の訪問を遠慮したいと連絡があった」と回答した事業所数	連絡をしてきた利用者数
８	１６件

表４　豪雪による緊急訪問への影響　　n＝15

緊急訪問要請件数合計	緊急訪問への瞬時対応が困難だった件数
５５件	１件

表５　豪雪による利用者への影響　　n＝15

内　容	はい	いいえ
健康状態の悪化があった	０	１５
異常の早期発見が遅れた	０	１５
利用者・家族から苦情があった	０	１５
日常生活に支障が生じて在宅での生活が中断した	０	１５

表６-１ 豪雪による被害内容　　n＝15

内　容	はい	いいえ
衛生物品等を医療機関や事業所に取りに行けない時があった	３	１２
訪問のための車両が故障あるいは走行困難になった	９	６
移動時間が増えたためガソリンの消費量が増した	１５	０
看護職員の時間外労働（超過勤務）が発生した	８	７

表6-2　豪雪による被害内容（自由記述）

・除雪がされていないためキャンセルはないが、看護師が雪かきをして駐車した。
・訪問時間が間に合わず予定より遅れて訪問したり、移動に時間がかかり十分休憩をとることができなかったりしたことがあった。車輌が傷ついた。
・スタッフが少ない中、訪問に行けるよう時間変更の調整や曜日の変更を利用者に依頼しなければならなかった。
・駐車場が確保出来ない利用者への訪問では、駐車場を貸してもらえるように近くのコンビニや会社にお願いをしたが、雪かきが追い付かないと断られることもあった。
・利用者宅の場所にもよるが現着までの移動に数倍の時間を要した。
・訪問車両が雪のために踏切内で立ち往生した。
・毎年のことだが訪問時自動車を置く場所が確保されていない。歩行する通路がないためスコップで雪片付けをしてからご自宅へお邪魔するということもあった。 ・今季は雪が多いので時間と労力がいつもよりかかった。 ・道路の除雪が粗末で移動に時間を要した。訪問先に予め連絡をして時間に余裕をもって向かった。

表7-1　豪雪に対応したBCPの作成状況

豪雪に対応したBCP作成状況	作成している	作成していない
調査回答があった53事業所	9	44
何らかの被害があった群15事業所	3	12

表7-2　豪雪に対応したＢＣＰが役立ったかどうか　　ｎ＝9

とても役立つ	まあまあ役立つ	どちらとも言えない	あまり役立たない	全く役立たない
2	1	5	1	0

表7-3　豪雪に対応したBCPを作成していない理由　　n＝44

理　由	回答数
豪雪地域なので仕方ないと思っているので	10
豪雪は災害だと思わないので	4
豪雪への備えができているので	4
豪雪には慣れているので	3
その他	23

表7-4　豪雪に対応したBCPを作成しない理由（その他回答）

その他回答	事業所所在地
豪雪災害を想定したBCP作成について検討中であったため	青森市、黒石市、弘前市、五所川原市、つがる市、平内町、七戸町、深浦町
自然災害発生時におけるBCPに準じたため	
ここまでの豪雪を想定していなかったため	
予め支援関係者で対応を話し合っているため	
自然災害のBCPを作成しているので	八戸市、五戸町、南部町
豪雪がない地域なので	

表7-5　豪雪によって気がついたこと記述内容

・除雪されておらず、駐車スペースがない訪問先が多く、最寄りの商業施設やコンビニ等に駐車させて頂くことが可能なように県から働きかけて頂ければ助かると思いました。
・利用者宅の除雪もままならず、駐車できないお宅が多く、近所のスーパーの駐車場をお借りすることもありました。商業施設やコンビニなどの駐車場をお借りできたらとても助かります。お忙しいとは思いますが、道路の除排雪が円滑に進みますようお願いいたします。
・訪問宅まで道路の状況が悪く、訪問宅の駐車場とは別に駐車し対応した。（駐車スペースは許可の元使用）コンビニ・スーパーに駐車可能であれば助かります。
・利用者宅までの生活道路が除雪されていない等から、臨時でも近所のコンビニ・商業施設への駐車が出来れば安心して訪問出来る。
・商業施設等の駐車場を貸して欲しい。住宅地だと商業施設が近くにない所もあるので、近隣住民に声をかけて車を止めさせてもらう、介入時間厳守で。
・商業施設、コンビニ、銀行、病院、学校も駐車できると助かります。
・今年初めて、公共施設や銀行に駐車場を貸してほしいとお願いした。快く貸していただいた。
・近隣施設の駐車場（スーパー、コンビニ、パチンコ店等）も除雪がされていない所が多かった。
・市営・県営住宅の駐車場がなく遠いところにお客様駐車場があり、緊急訪問時に素早く自宅を訪問できないことです。
・駐車スペースの確保が困難であるため、特に市営住宅等は訪問車両を優先的に停められるスペースがほしい。何よりも除排雪での道路状況の改善（緊急車両も通れないような状況は困る）。
・雪かたづけが出来ない利用者宅があります。近隣の方たちとも関係性良好にしながらの対応が求められると思います。
・豪雪も豪雪でなくても、冬季は駐車場の確保が困難です。アパートで誰も雪かきをしない、独居の高齢で雪かきができない。
・終末期の利用者様の駐車場の雪かきをしてほしい。
・高齢で独居の利用者宅では、玄関にたどり着く前に自宅敷地内の除雪が必要となり大変時間がかかる。
・高齢者のご自宅の駐車場の雪かきがなされていない場合、駐車スペースの雪かきをしてから訪問する場合もあり、時間を押すという場面があって調整に困ったことがありました。
・訪問先の除排雪が出来ていなくて駐車スペースの確保が大変なので、除排雪をお願いしたい。 ・高齢や障害があると家の前の少しの除雪も出来ない家庭があるので支援が欲しい。
・路地裏のご自宅等の方の場合は、歩いて行かなければならなかった。 ・除雪がされていても排雪がされていないため道路が狭く、車での訪問ができない場所が多かった。
・夜間の出動時、雪で車が動かせなくなった時の対処を、事業所で検討が必要だと感じた。 ・普段駐車しているスペースが、除雪後の雪の山で駐車困難になっていて、狭いスペースに何とか駐車をしている。駐車できない場合を考えなくてはならない。
・大きな通りだけでなく、小道の除排雪も早急に対応して欲しい。理由は、車が雪に埋まる、ハンドルがとられるなどして移動だけで疲弊するから。また、移動にかなりの時間を要し、訪問の調整等、業務が増えるため。

・今年の雪は大変でした。道路事情が悪く、時間もかかるうえに危険でもありました。積み上がった雪で見通しが悪くなり、路地に入るとスタック（動けなくなる）しそうになるなど、車のすれ違いが怖かったです。
・幹線道路だけでなく生活道路の除排雪自体をしっかり行ってもらいたい。除排雪がされていないため看護師の車が自宅から出せず緊急時対応ができない場合があるため。
・訪問先への移動中に雪によるトラブルがあってJAFに救助依頼を２度しました。訪問スケジュールに幾分余裕があったので、他のスタッフに訪問の変更を依頼してもらい訪問看護のキャンセルには至らなかった。訪問スケジュールがつまっていると予定変更が厳しいと感じました。住宅地では１回/週程の除雪しか来ないなど一切除雪が出来ていない場所がありました。住宅地の不十分な除雪は、車のタイヤがはまって出られない等の移動困難を引き起こします。
・駐車場に関しては訪問開始の時に確認し確保するようにしている。雪に関らず駐車場問題はあることなので、常に何かしらの対策をとは思うがなかなか難しい状況だと思う。
・除排雪が間に合わず、雪の壁が出来、一本道で車がすれ違えず、訪問時間に遅れる状況があった。 ・除雪が悪く普段２０分の距離を１時間以上要した。（スタッフが帰らず心配になった） ・普段から迂回できる道を知る必要がある。（最近はナビを頼りに走るため、地元の迂回できる道を覚えていないスタッフがいる。）
・ほとんどの訪問先で除雪されているが訪問車にスコップなど常備し入れないときは除雪している。
・冬季期間中に１～２回ほど積雪30ｃｍほどで交通マヒが起こることがある。 理由は幹線道路の除雪がされていないことが多く訪問時間に誤差が生じることがある。
・豪雪により配送が滞った場合でやむを得ず入手する必要がある場合は、衛生材料を近くの薬局やドラッグストア等で購入できるようにしてほしい。
・今まで豪雪による被害は受けていませんが、今回の豪雪を通して災害という意識を持つようになり、豪雪BCP作成の必要性を感じています。
・ステーションとしては災害時BCPに準ずる対応をしていこうと考えておりますが、豪雪時の記載も必要だと感じました。
・豪雪が災害にあたるという認識がなかった。今回の件を受け、ＢＣＰ作成を進めることとした。
・衛生材料に関してステーションのある場所にもよるかと思うが、何かあってもよいように予備は常に用意している。
・予定していた訪問についてキャンセルになった場合、利用者負担はないにしても公的支払い分は受け取れるようにしてほしい。（1割の方であれば９割の報酬を受け取れるように等）

参考資料

参考資料１）

豪雪による被害状況調査

公益社団法人青森県看護協会

青森県訪問看護総合支援センター

本調査は、令和６年12月28日からの大雪により、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となったことを受け、県内の訪問看護事業所の被災状況を把握することを目的としています。調査により知り得た情報は、当該地方自治体の災害対策本部と共有し、災害時における支援活動ならびに今後の防災対策を検討するために使用します。所要時間は５分程度です。調査へのご協力をよろしくお願いします。

◇訪問看護ステーションにおける被災状況について、令和６年12月28日～令和７年１月７日までの状況を教えてください。

問1.　令和６年12月28日～令和７年１月７日の期間の訪問看護実施状況を教えてください。

訪問予定件数（　　）件※1　　豪雪により訪問できなかった件数（　　）件※2

※1緊急訪問を除く予定件数を記載ください。

例；１日５件の訪問を10日間予定していた場合は50件と記載する

※2訪問を予定していたが豪雪によって訪問を辞退またはキャンセルした件数を記載する。

問2.　豪雪による被災状況を教えてください。

①　豪雪による被災があった→問３へ　　②豪雪による被災がなかった→問５へ

問３.　豪雪による被災内容を教えてください。

①　訪問予定をキャンセルせざるを得ない利用者がいた　　はい　・　いいえ

→「はい」と回答した方は、件数を記載ください。　（　　）件

②　利用者から看護師の訪問を遠慮したいという連絡があった　　はい　・　いいえ

→「はい」と回答した方は、件数を記載ください。　（　　）件

③　緊急訪問の要請があったがすぐに訪問できなかった　　はい　・　いいえ

→「はい」と回答した方は、緊急訪問の要請件数およびすぐに訪問できなかった件数を記載ください。

緊急訪問の要請件数　（　　）件

緊急訪問の要請後すぐに訪問できなかった件数　（　　）件

④　衛生物品等を医療機関や事業所に取りに行けない時があった　　はい　・　いいえ

⑤　訪問のための車両が故障あるいは走行困難になった　　はい　・　いいえ

⑥　移動時間が増えたためガソリンの消費量が増した　　はい　・　いいえ

⑦　看護職員の時間外労働（超過勤務）が発生した　　はい　・　いいえ

⑧　その他（　　）

問 4. 豪雪による利用者への影響を教えてください。

①　健康状態の増悪があった　　あり　・　なし

②　異常の早期発見が遅れた　　あり　・　なし

③　利用者・家族から苦情があった　　あり　・　なし

④　日常生活に支障が生じて在宅での生活が中断した　　あり　・　なし

⑤　その他（　　）

問 5. 豪雪災害に対する業務継続計画以下豪雪 BCP（BCP; Business Continuity Plan）を作成していますか。

①豪雪 BCP を作成している　→　問 5 へ　　②豪雪 BCP を作成していない　→　問 6 へ

問 6. 問 5 で豪雪 BCP を「①作成している」と回答した方にお尋ねします。現在作成している豪雪 BCP は役立ちましたか。回答理由についても教えてください。

①とても役立つ ②まあまあ役立つ　③どちらとも言えない　④あまり役立たない　⑤全く役立たない

理由（　　）

問 7. 問 5 で豪雪 BCP を「①作成していない」と回答した方にお尋ねします。豪雪 BCP を作成しない理由について教えてください。(複数回答可)

① 豪雪への備えが出来ているので
② 豪雪には慣れていているので
③ 豪雪地域なので仕方がないと思っているので
④ 豪雪は災害だと思わないので
⑤ その他（　　）

問 8. 今回の豪雪災害によってお気づきのことがございましたら教えてください。

例：商業施設等の駐車場を貸してほしい、衛生材料を薬局等から入手できるようにして欲しいなど。

（　　）

問 9. 貴訪問看護ステーション名、所在する市町村名を教えてください。

訪問看護ステーション名（　　）

所在地（市町村）名　（　　）

ご協力ありがとうございました。

参考資料２）

豪雪被害に関するヒアリング調査報告書

報告の経緯	令和６年12月28日からの大雪によって、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となったことを受けて、令和７年１月６日に県内訪問看護事業所へメールによる情報提供の呼びかけを行った。令和７年１月７日に豪雪被害について情報提供があった訪問看護事業所（青森市４事業所、弘前市１事業所）に対して電話によるヒアリング調査を行ったので報告する。
被害状況	**青森市内の訪問看護ステーションの被害状況** ・ 利用者から「駐車場の雪片付けが出来ないので訪問看護を遠慮したい。」という連絡が２件あった。駐車場の確保が困難な場合は、事務職員の車で送迎してもらう、利用者の体調を確認して訪問の延期や時間変更をしている。 ・ スーパーなど駐車場を持つ商業施設の協力があると良い。 ・ 事業所周辺の除排雪に対応してもらえない。職員が事務所に立ち寄れず必要物品の受け取りが困難である。緊急時対応に備えて管理者が常時待機するなどして対応している。 ・ 渋滞が著しくガソリンの消費が激しい。 ・ 主要道路でさえ時間を問わず車線が潰れて渋滞している。普段は30分の移動時間を確保しているが交通状況が読めず訪問時間に間に合わない。問屋町～浦町奥野まで通常15分程度の場所に行くのに90分程を要した。複数名訪問を単独訪問に変更し、キャンセルを検討してもらうなどで対応している。 ・ マンホール上にできた路面の凹みに車のタイヤが入り走行不能となった。同様の案件でJAFを呼ぶことが２回ほどあったが対応までに４時間から５時間かかると言われた。幸いにもJAFが近所を巡回していたので１時間から２時間程度で対応してもらえた。 ・ 移動距離は平時と変わらないが渋滞が著しいためガソリンの消費が激しい。 ・ 駐車場の確保が困難な利用者がいる。少し離れたところにある職員宅に車を停めて訪問している。 ・ 緊急訪問の要請を受けて出発しようとしたが、除排雪作業が入っていたため出発まで10分ほど要した。出発しても路面状況が悪いため思うように走行できない、除排雪作業中でルート変更を余儀なくされるなど、移動に時間がかかっている。駐車場の確保が難しい場合は、近隣のコンビニエンスストアなどに協力を仰ぎ対応している。 ・ 緊急性が高い場合は、救急車を要請するように説明している。 ・ 法人内のケアマネジャーが利用者に電話で駐車場が確保できる状況か確認してくれた。移動時間がかかるため職員は直行直帰にしている。 ・ 蓬田村にも利用者がいる。青森市内よりは降雪量が少ない印象であるが、除排雪作業後の雪や氷のかたまりが玄関前に積み重なっているので、敷地に入るのに雪片づけが必要になっている。 **弘前市内の訪問看護ステーションの被害状況** ・ 大雪の影響としては事務所と駐車場が雪で埋まってしまい個人的に排雪を委託している状況である。利用者から自宅に車をとめることができないため、

	訪問を中止して欲しいと連絡をいただくことも多くある。
課題	・ 降雪による路面状況の悪化や渋滞によって予定通りの訪問が困難である。 ・ 渋滞および除排雪作業中による通行止めによって緊急訪問の要請にすぐに応えられない。 ・ 駐車場の雪片づけが追いつかず訪問看護の利用控えがある。看護師が計画通り訪問できないことによって、利用者の健康状態に関する異常の早期発見と対応が困難になる可能性がある。
検討事項	・ スーパー等商業施設等への協力要請が必要 ・ 訪問看護ステーション間の連携が必要 ・ ケアマネや地域包括支援センター等関係機関との情報共有も必要

【豪雪による被害状況調査】結果概要（速報値）

○令和７年１月14日（火）に青森県訪問看護総合支援センターのメーリングリストに登録されている県内訪問看護ステーション100施設に対して、「豪雪による被害状況調査」を実施した。令和７年１月17日14時現在で38施設から回答を得た。結果、**11施設が予定通りに訪問ができないために１施設当たり１～５件の訪問をキャンセルしていた。**さらに利用者から自宅駐車場の除排雪が困難であるために**訪問看護の利用を控える事例**、訪問看護師が運転する自動車が走行不能となり**訪問が遅れる事例**が発生していた。

○訪問看護の対象は、病気や障害を持ちながら家で暮らす健康弱者であり、利用者自らが身体症状を自ら訴えることが困難であるため、看護師が訪問して健康状態を観察する必要がある。訪問看護の利用控えは利用者の生命や健康状態にかかわる異常の発見の遅れにつながり、重症化や生命の危機をまねく危険がある。

今後は、県に対して豪雪時の訪問看護事業所の車両駐車スペース確保ならびに生活道路確保のための除排雪に係る要望をしていく予定である。

参考資料３）

令和７年１月３１日

青森県知事
　宮下　宗一郎　殿

公益社団法人青森県看護協会
会長　川野　恵智子

一般社団法人
青森県訪問看護ステーション連絡協議会
会長　森　弘美

豪雪時の訪問看護事業所車両の駐車スペース確保に係る要望

令和６年12月28日からの大雪により、10市町村に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となったことを受け、青森県看護協会は県内の訪問看護事業所を対象に「豪雪による被害状況調査」を実施しました。

令和６年12月28日～令和７年１月７日の期間に豪雪により訪問が予定通りできなかった訪問看護事業所は11か所、１事業所あたり１件～５件の訪問をキャンセルせざるを得ない状況でした。また、利用者から自宅駐車場の除排雪が困難であることを理由に訪問看護の利用を控えたいと連絡を受けた事業所は８か所、16件見られました。その他生活道路の除排雪がされていないため訪問看護師が緊急出動困難だった事例や、利用者宅に向かう途中で渋滞の発生や雪の影響で自動車が走行不能になり訪問が遅れる事例が発生していました。

このことから、訪問看護事業所から、「臨時でも近所のコンビニ、商業施設への駐車ができれば安心して訪問できる」等豪雪時の訪問看護事業所車両の駐車スペース確保に係る要望の声が多く聞かれました。

訪問看護の対象は、病気や障害を持ちながら家で暮らす健康弱者であり、看護師が自宅に訪問して直接身体や生活の状態を観察することによって異常の早期発見とその対応につながります。訪問看護の提供が途絶えることは、利用者の重症化といった健康課題に直結する重要な課題となります。

つきましては、利用者の生命と健康を支える上で欠かせない訪問看護を継続的に提供できるように、以下の事項につきまして、格別のご配慮を賜りますよう要望します。

要望事項

豪雪時の訪問看護事業所車両の駐車場の確保について、公共施設、商業施設、金融機関、医療機関等の駐車場が利用可能となるよう、災害対策の一環として県からの協力要請を講じられたい。

令和6年度 「豪雪による被害状況調査報告書」

発行　令和7年 3 月
編集・発行者　公益社団法人青森県看護協会
〒030-0822　青森県青森市中央三丁目 20 番 30 号県民福祉プラザ 3 階
TEL:017－774－7705
FAX:017－735－3836

※本書の無断複写・掲載は禁じます